

ラムサール条約と和白干潟

ラムサール条約とは

「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」と呼ばれ、1971年にイランのラムサールで締結された条約です。地球規模で自然環境の保全を目指した最初の条約です。

目的

湿地（沼沢地、湿原、泥炭地、陸水域、干潟、水深が6メートルを超えない海域、水田、溜池、ダム湖など）は、水の循環・浄化をし、生物をはぐくむのに大きな役割を果たしています。特に渡り鳥にとっては重要な休息地です。人間生活にも恩恵をもたらしています。一方で湿地は工場排水、家庭排水などの汚染や埋め立てなど、開発の影響を受けやすい場所でもあります。人間や多くの生き物にとって欠かすことのできない生息環境でありながら、簡単に汚染されたり破壊されてしまう湿地を、国際的に協力して保全し次世代に伝えて行くことを目的として、ラムサール条約は作られたのです。

条約締結国は、自国の重要な湿地を登録して、国の責任でその湿地の「賢明な利用（ワイズユース）」をしなければなりません。

国際的な登録基準

基準1：特定の生物地理区を代表するタイプの湿地、又は希少なタイプの湿地。

基準2：絶滅の恐れのある種や群集を支えている湿地

基準3：生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地

基準4：動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地

基準5：定期的に2万羽以上の水鳥を支えている湿地

基準6：水鳥の1種または1亜種の個体群で、個体数の1%以上を定期的に支えている湿地

基準7：固有な魚類の亜種、種、科の相当な割合を支えている湿地。また湿地というものの価値を代表するような、魚類の生活史の諸段階や、種間相互作用、個体群を支え、それによって世界の生物多様性に貢献するような湿地

基準8：魚類の食物源、産卵場、稚魚の成育場として重要な湿地。あるいは湿地内外における漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地 ※注）魚類：魚、エビ、カニ、貝類

基準9：湿地に依存する鳥類に分類されない動物の種及び亜種の個体群で、その個体群の1%を定期的に支えている湿地

※日本には登録基準をクリアしている潜在候補地が192か所、環境省によって選定され公表されています。

日本での登録条件

日本は次の条件を満たしている湿地を登録しています。

1. 国際的に重要な湿地であること（上記9つの基準のいずれかに該当すること）
2. 国の法律（自然公園法、鳥獣保護法など）により、将来にわたって自然環境の保全が図られること。
3. 地元住民などの登録への賛意が得られること。

※日本では、1991年に釧路湿原が第1号の登録地となり、2012年には九州の荒尾干潟など9湿地が登録され、2013年5月現在46か所になっています。

和白干潟とラムサール条約

「国指定和白干潟鳥獣保護区」：和白海域の内、干潟や浅海域254ha が2003年11月に国指定鳥獣保護区に指定されました。2004年9月には、ラムサール条約登録候補地の一つに選ばれました。候補地の検討は、1.「日本の重要湿地500」（環境省）の中から国際的な基準を満たし、国指定鳥獣保護区特別保護地区など、環境省が決めた国内法による保護区の設定がされている湿地。2.自治体から賛意を得られたもの。※上記1～2を満たしているものについて、登録の手続きが行われます。

和白干潟の国際的な基準について

国際基準1. 各生物地理区内で代表的な湿地の「干潟」に該当します

国際基準2. 「絶滅のおそれのある種や群衆を支えている湿地」に該当します。

和白干潟では、鳥類のクロツラヘラサギ・ズグロカモメ・ホウロクシギ（0.1%基準クリア）

国際基準3. 「生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地」に該当します。

日本海に面した干潟では最も底生生物の種の多様性が高い。出現種数はそれほど多くないが、ナラビオカミミガイ・キヌカツギハマシイノミガイが生息する。

国際基準6. 「水鳥の1%を定期的に支えている湿地」に該当します。

和白干潟では、クロツラヘラサギ（1%基準クリア）

※環境省の検討会議事資料（H22.8.24 H22年度第3回ラムサール条約湿地候補地検討会資料）

http://www.env.go.jp/nature/ramsar_wetland/conf22-03/mat04.pdf

○127番目に「博多湾東部（和白干潟など）」として掲載されています。

和白干潟（和白海域）はラムサール条約の国際的な基準を満たしており、国指定鳥獣保護区に指定されています。（和白海域の内、北側護岸付近を除く254ha）。しかしまだ特別保護地区には指定されていません。環境省はこの国指定鳥獣保護区を特別保護地区に指定したい意向です。地元自治体の賛意を得るための地元説明会が開かれています。

ラムサール登録湿地になると

ラムサール条約の第3条には「国は自国の登録湿地について、その保全を促進し、できる限り適正に利用するための計画を作成し、それを実現する」と書かれています。日本では登録湿地は「特別保護地区」に指定されており、行き過ぎた開発や埋め立てから守られます。和白干潟の場合は、登録湿地にふさわしい保護区として「国指定鳥獣保護区特別保護地区」の指定が検討されています。この地域内では以下のことが制限されます。地域内でこれらを行おうとするときには、環境省の許可が必要となります。

- 水面の埋め立てや干拓
- 竹や樹木の伐採
- 工作物の設置

鳥獣が被害を及ぼす場合には、許可を得て捕獲することも可能です。ラムサール条約は登録湿地の「賢明な利用」を目指しており、人と野生鳥獣との共生を大切にしています。適切な保全管理により、生態系のバランスがとれていくことが望めます。

ラムサール条約湿地になると、湿地の賢明な利用と保全の論議や取り組みが活発化します。国際的に重要

な湿地であることの情報発信などを通じて、地域の自然について、国内外の人々に関心を持ってもらうことができます。また、地域の人々が身近な湿地や自然環境の重要性に気づき、地域を誇りに思うことができます。ラムサール条約湿地を持つ市町村間の情報交換や協力などを通して、地域の人々に湿地保全の意識が高まり、その保全への取り組みが活発化することが期待できます。グリーンツーリズムなどの観光資源になり、自然を知る観光がさかんになることが期待できます。地域内外の多くの人々が和白干潟の自然の価値を知ることによって、和白干潟の自然が将来にわたって守られることが期待できます。